

## 社会保障給付費の基幹統計化について

統計法第4条に基づき平成21年3月13日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」では、社会保障給付費について各種国際基準との整合性など必要な検討を加えた上で、できるだけ早期に基幹統計として整備することとされた。

この計画に従い、これまで総務省との間で、基幹統計として総務大臣の指定を受けるために必要な手続き等について調整を行い、その一環として現在は、統計委員会への諮問を行うために必要な資料の作成、整理等を行っているところである。

(参考)

### ○「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策 別添2 新たに基幹統計として整備する統計〔抜粋〕

統計名 : 社会保障給付費

理由、留意事項等 :

ILOが国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて、社会保険、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度等の給付等に関する各種の統計を用いて作成される社会保障給付に関する最も基本的な統計であり、福祉・社会保障全般を総合的に示す指標として位置付けられる。福祉・社会保障に関する各種施策に活用されるほか、福祉・社会保障の分野で研究者等に広く利用されている。

なお、統計の体系的整備等の観点から、本統計を基幹統計として、関連する各種業務統計等との連携や精度の向上等を図る。

実施時期 : 別途掲げられた課題の検討状況を踏まえ、できるだけ早期に整備する。

### ○統計法(平成19年5月23日法律第53号)〔抜粋〕

#### 第2条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

- 一 第五条第一項に規定する国勢統計
- 二 第六条第一項に規定する国民経済計算
- 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
  - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
  - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
  - ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

第4条 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。